

# 1988年市民的自由法と日系アメリカ三世文学

## The Influence of The Civil Liberty's Act in 1988 to The Third Generation of Japanese American Writer

山本茂美

Shigemi YAMAMOTO

### はじめに

これまで日系アメリカ人の歴史を振り返りながらその折々に日系人に書かれた作品を考察してきた。決して長いとは言えないアメリカ合衆国の歴史の中で、比較的長い歴史を持つ日系人の歩みは、常に差別との闘いであった。その苦しい立場の中で、彼らは常に耐え、歯を食いしばり、しかしどんなひどい仕打ちを受けても声をあげて戦うことはなかった。彼らの気持ちを周りの人々に伝えることもなかった。こうした日系人の体験が世の中に広められ多くの人に受け入れられるようになったのは、ベトナム戦争以来若者の母国を見る目が変わったことと、その後のアジア系アメリカ人のアイデンティティーの追求だと言えよう。さらに戦時中の強制収容の対応について合衆国が誤りを認め、償うための法案作成を始め、その過程で三世を中心に一世の体験をモチーフにした劇や本が発表されるようになったことも要因と言えよう。このような歴史的事実を検証し、その後成立した市民的自由法を考察し、1988年前後に発表された日系三世の作品と市民的自由法との関係を確認していきたい。

### 1 第二次世界大戦中の強制収容について

強制収容所の内容については、多くの本が出版されるようになったが、今回は一次的資料による検証をしたいと考えた。そこで10年近く前に出版された「トパーズタイムズ復刻版」<sup>1)</sup>を中心に紹介したい。特に多くの内容の中からその後の市民的自由法成立に関係があると考える内容を選んでいく。

まず当時の日系人がどれだけ日本の文化を大切に生活していたかを明らかにしたい。

1943年2月27日の記事には、次のようなものがあつた。

「3月のおひな祭りに、手製人形競べ、種々の商品もどっさり——転住以来最初のおひな祭りが吾がトパーズ市に於て、来たる3月3日(水)コミュニティ、アクティヴィティー主催の下に盛大に興行される。ひな祭りの興味の中心は、手製の人形競べで、これは、6才から9才まで、10才から12才までの年齢組、ジュニア(中学女性徒)、シニア(高校女性徒)の4組が別々に行うものであり、材料は、紙、木片、ほろきれ、毛糸、綿、水紙等が用いられる…。」

このひな祭りの行事は、味気ない日々の生活に、一筋の光を与えたと考える。限られた

荷物の中にしのばせた本物のひな人形を囲み、そっと日本で過ごした日々を思い浮かべていた事であろう。しかし、この行事の審判官に白人の名前も記されていた事は、日系文化を容認している点で注目できる事実であると考ええる。

文化の面では、他に、レクリエーションの誘いや音楽鑑賞についての記事も見られる。人々は、最悪の状況の中で、精一杯人間らしく生活しようとしている様子がうかがえる。又、日本映画の上映会についての記事も見られ、この非常事態においても、日本文化と密接な生活をしてきた一世の姿が見られる。

さて、次に詳しく紹介する「1988年の市民的自由法」では、強制収容所に入れられた日系人への不当な扱いに対する一人一人に支払われる弁償金である二万ドルは「公的教育資金」と述べられている。何故教育資金なのだろうか。日系人の当時の教育はどんなものだったのだろうか。そこで、収容所での学校教育は、どのようなものであったか調べてみた。

1942年10月7日の記事では、学校が始まると述べられている。

「高校のプログラムは、英語、社会科学、数学、化学、外国語、科学、経営、心理学、音楽、芸術である。授業は、10月19日、26ブロックで始まる予定である。」

日系人の収容所生活で、非常に大切にされたのが教育である。一世達は、日々差別の中で苦しんできた。それだけに、「教育を受けて立派になってほしい。」という親の気持ちは、収容所に入った後も強かったのであろう。『荒野に追われた人々』(Desert Exile)を書いたヨシコ・ウチダも、強制収容所の中で先生をやっており、彼女たちは、苦勞して子供達に勉強を教える姿が描かれている。

彼女の本によると砂漠の中の学校では、白人の教師達の確保は困難であった事がうかが

われる。又、排日感情が強い状況の中で、収容所に教えに来る白人教師は、純粹に教育を志したものに限られたと思われる。何人かいた日系人の教師の中には、正式に資格を持たないものが多かったと考えられる。したがって米国内の他の子供に比べた場合、同質の教育の機会があったとは考えにくい。

エステル・石郷著書の『ローン・ハート・マウンテン』の中に収容所内の学校の状況が、次のように鮮明に述べられている。

「9月30日、隙間だらけの窓と戸のついた薄汚いバラックは、母親たちが連れてきた新入生の子供達で一杯になった。教室を作るために、部屋が二つに仕切られ、家族たちはさらに狭い部屋に移っていった。

16フィートと20フィート(4.80m×6m)の教室に60人も生徒がいたが、教科書は、ほとんどなかった。収容された者の中には、教員免許状を持った大学卒がいたのだが、教師は付近の町から雇われてきた。12人の見習い教師の中に、日系人が一人許可されて加わっていた。」

エステルは、さらに続けてこう述べている。

「はじめの学校は机がなく、何人かはベンチにかけ、ある者は床に座り、他の者たちは壁によりかかって立ちながら、ノートを取っていた。国旗掲揚台が完成した時、国旗掲揚式が行われ、生徒たちは華氏零下17度(摂氏約零下27度)の灰色の曇り空の下に直立不動で立っていた。

一か月も経たないうちに、1年生から12年生まで、千人以上の生徒たちが、1マイル四方の収容所内から学校に来るようになった。嵐や大吹雪や雪をついてくる子供たちは、厳寒のなか、学校の近くのボイラー・ハウスで暖を取りながら始業ベルが鳴るのを待ち、学校へ走り込んだ。教室には天井がなく、全部の教室から同時に声が聞こえてきた。」

この文から、学校といっても、いかに設備が整っていないものであったかがわかる。教師も十分にそろっていなかったようであるし、天井がないため、教室の声も聞こえてきたのである。

授業の内容については、こう書かれている。

「時々、学校に行きたくないと恐る恐る訴える子供がいた。毎朝、先生が残酷な日本兵と勇敢に勝ち進むアメリカ兵の新聞記事を学校で読むので、先生と顔を合わせると恥ずかしくなるというのである。」

日本人の血が流れ、しかし米国人である二世の子ども達の心は、二つの祖国の間を揺れ動いていた事がよくわかる。

ところで、教師たちは、どのような状況にあったのであろうか。このような記事がある。

「ユタマンチの、Mr. and Mrs. E. R サイモンズが最近トパーズ学校教職の列に加わったと教育部は発表した。

サイモン氏はハイ校の上級英語科を受け持たれることになっている。氏は、先月アイオワ大学でM. A.の学位を得られた。夫人も同大学で働いて居られた。比度マウンテンビュー校の第一学年級を受け持たれることになった。」

収容所の学校に教師として赴任する人達は、強い信念を持った人でなければ、勤務の継続は不可能であったろう。

1991年のR. ダニエルス他編の『日系アメリカ人—移住から賠償まで』，“*Japanese Americans From Relocation to Redress, Revised Edition University of Washington Press 1991*”の中に、シエケラク (Eleanor Gerard Sekerak) が書いた“A Teacher at Topaz”という論が収められている。自分の大学に日系人達が、収容所に入る為に、大学を去っていった時、強制収容所の存在が、彼には大きくクローズアップされてきたのである。収容所をまわっ

てみて、彼は、収容所で勉強を教える決意をする。当時彼は、サンフランシスコ市立大学で、犯罪学を教えていたのである。しかし、この決意は想像以上に勇気のいる事であった事は、否めない。彼は、その気持ちをこう書いている。

「あまり世間の考えにふりまわされない、協力的な自由な考えを持つ両親を持った事は幸いだった。彼らは、私を勇気づけただけでなく、後に、私の教室で必要であるが、ほとんど供給されなかったえんぴつ、紙、チョーク、クレヨン、びょう、その他のものを入れた段ボール箱をトパーズに送ってくれた。」

この文からも、日系人とかかわる事が、いかによくない事だと考えていた人が多かった事が推測できる。と共に、地球によっては、何らかの同情を寄せていた人もいたことも事実である。

こうした勇気を持って飛び込んだ彼を、日系人達は、深い感謝の気持ちで迎えたという。

「人々は、質問をする為に集まり、握手をし、私がそこにいることに頭を下げて感謝してくれた。」とある。

次に、思想の面について考えてみたい。ここでは、人種的偏見について、日系移民たちがどう考え、収容所に入れられた事に対してどんな行動をしたのかを探っていきたい。

1942年12月7日、「思い出の12月7日、『勤労—闘争—犠牲』、12月7日—思い出深い日、驚天動地の日が、なつかしくも今日、1年振りに廻り帰ってきた。思えば、実に感慨無量である。真珠湾急爆の第一弾が投下された瞬間、我々の生活は急変のスタートを切ったのであった。実に「運命」の第一弾、「運命」のその日だった。それから満一年。次から次へと激しい経験が我々を襲い、今ようやく再建設の緒について、やや落ち着きを見出した様ではあるが、今後なお何処まで続くかわ

からない荆の道である。しかし、我々はあくまでも希望を失ってはいけない。この険路を切り抜けるには、苦しい勤労と激しい闘争と多くの犠牲を要求されるであろう。しかし、我々は、喜んでこの要求に応じ、協力一致を以て、希望の彼岸へ到達せねばならぬ。我々は、この岸の彼方にごそ理想平和郷のあることを忘れてはならないのである。」

このように、人々の心の中を表現する記事は、この日が初めてである。それ程、彼らの一年間は混乱し、慌しく、絶望的に過ぎていた事が想像できる。しかし、この記事によって、何らかの心の救いを得た者は、少なくともなかったであろう。

このような思いを持つ日系人の強制収容に対する賠償問題は、1988年になってやっと成立した事からもわかるように、きわめて困難なものであった事は、容易に想像できる。それでは、どのような方法で、日系人たちの心を開き、本当の心の傷を世の中に知らせる事ができたのであろうか。そこには多くのヒヤリングが行われ、少しずつ重い口をひらいた日系人たちの貴重な記録が残されている。その運動を後押ししたのは三世を中心とする日系人の若者であった。そしてそれをきっかけに作家活動に入った若者も多くいた。その若者の作家を紹介する前に、ここでまずその市民的自由法の内容を紹介したい。

## 2 1988年市民的自由法の内容

1988年8月10日、レーガン大統領の手で、「1988年市民自由法」にサインがされたが、この内容について、当時の中日新聞では、次のように述べられている。

「レーガン大統領は、10日ホワイトハウスで法案に署名し、同法案は法律として成立した。この結果、人種差別に基づく明白な米国憲法違反として『米国民主義の恥罪』と言

われた第二次世界大戦中の日系米国人に対する強制収容所問題は、戦後43年ぶりに落ち着いた…。レーガン大統領は、署名に立ちあつた日系上下院議員、強制収容所に入れられた日系米国民代表等の前で演説を行った。

『国家の重大な過ちはここに正された。法の下で平等を正義とする国家の誓約が再確認された。この法案の最も重要なことは、資産(賠償金)に関するよりも名望に関することである』と述べ、米国が基本とする人種平等の大原則を再確認するために、公式の謝罪と賠償支出を認めたことを強調した。」

総額12億5千万ドルという金額が、連邦政府から出されることになったのは、ともかく大変な努力があったからであろう。ともあれこの大仕事が成しとげられた米国のスケールの大きさにまず驚いた。

それでは、この法案の内容はどういうものであったのだろうか。筆者は、法案通過のニュースを知った秋、原文を手に入れる事ができ、さっそくその内容の翻訳に着手した。以下で重要な点を記述したい。

アメリカ合衆国 Public Law 100-83

1998年8月10日

戦時下市民移住、抑留に関する委員会の勧告を履行するために、この法案は、アメリカ合衆国の上院と下院によって制定された。  
第1章 目的

この法案の目的は、(1) 第二次世界大戦中の日系の合衆国市民と永住権を持つ日本人の立ち退き、移住、抑留等の基本的な不正を確認すること。

(2) このような市民や永住権を持つ外国人の立ち退き、移住、抑留等に対して、合衆国民に代わって詫びること。

(3) いかなる類似の事件が再び起こることを防ぐために、このような個人の抑留について公に知らせるための努力を支えるた

めに公的教育資金を提供すること。

(4) 抑留された日系のそれらの個人に損害賠償をすること…

## 第2章 議会の声明

(a) 日系人の個人に関して—「戦時下市民移住、抑留に関する委員会によって述べられているように、戦時下市民の立ち退き、移住、抑留によって日系市民及び永住権のある日本人に対して、重大な不正がなされたことを議会は認める。委員会が証明しているように、これらの行為は、委員会によって証明された適当な安全確保の理由なしに、またスパイ行為やサボタージュの行為なしに行われたものであり、人種的偏見、戦争時のヒステリーと政治的指導力の失敗によって、大きく動機づけを与えられた。締め出された日系人は、有形無形の巨大な損害に苦しんだし、また、すべての教育と職業の訓練において数えきれない損失があり、それらのすべては重大な人間的苦しみを招いたのであり、それらの重大な過ちを、自国は招いたのであるのだが、それらに対して、適切な補償がなされてきていない。これらの日系人の基本的な市民的自由と憲法上の権利との基本的な侵略に対して、議会は国民に代わって詫げる…。

この法律の中で、特に注目されることの1つは、賠償金を「公的教育資金」とされていることと、第二部でアリユーション諸島の島民への賠償についても述べられているということである。人種的偏見による過去の行動に対する補償が「公的教育資金」というのはどういうことであろうか。収容された事によって、教育に支障が出た事に対しての補償であれば、一世には該当しない事になるので、その主旨は、やや理解に苦しむものになっている。この法案の中に、アリユーション諸島の島民についても同時

に組み込まれているが、アリユーション列島の島民が、当時どのような扱い方をされていたか資料が手元がないので、これから同時に組み込まれた背景については、さらに調べる必要があると考えている。次に、賠償についての条文をみてみよう。

## 第105章

(a) 有資格者の地位と支払い

(1) 概括 — 以下のパラグラフ(4)で述べられたやり方で資格のある個人が、支払いを受けることを拒否するのでなければ、パラグラフ(6)に従い、司法長官は、この目的で「基金」に充当された基金の使用可能額に応じて、2万ドルの額を各有資格者に対して、「基金」から払うべきである。

(2) 有資格者の地位 — 司法長官は、支払い請求を要求することなく、またアメリカ合衆国政府がすでに所有している記録を用いて、有資格者を確認して確定する。司法長官は、(c)条で述べられているものを含めて、この法の施行日後12ヵ月以内に、このような確認と確定とを完成することを企図する為に、司法長官が利用できる資金と資料とを用いるべきである。資格のある人は、有資格者であることを、司法長官に届け出てよいし、証拠書類を提出してよい。司法長官は、このような確認書や証拠書類を提出すべき人すべてのリストを保持し、そして公的に知らせるキャンペーンを通して、このような目的に当てられた基金の利用可能性に対応し、各有資格者が誰でもこのような役人や雇用人に現在の住所を提出することを促進すべきである。ところで、当時の公的キャンペーン

の内容は、次のようなものである。  
（名古屋アメリカンセンター所有の資料）

「アメリカ、日系人戦時強制収容の補償対象者を調査中

アメリカ司法省は、第二次世界大戦中にアメリカで強制された日系人、または強制収容される前に軍事機密地域から自発的に退去した日系人を探している。

市民自由法のもとで、戦時中に強制または移転させられた人々は、一括払いで2万ドル受給できる。同法は、日本、カナダなどアメリカ国外に現在入居している人々にも適用される。対象となるのは、過去、移転、強制収容時に、(1)アメリカ市民だったか、または(2)アメリカの永住権を持っていた人。ただし、1941年12月7日から1945年9月2日までの間に、アメリカの交戦国へ移転した人は対象にならない。…

必要な情報は、氏名（結婚前の名前やニックネームも含む）、生年月日、社会保障番号、アメリカ在留外国人登録番号、最終所や収容所または移転センター名、現住所、電話番号などである。又、補償管理事務局は、記録を完全にする為に、死亡者の情報も必要としている。強制収容又は退去させられた人が、1988年8月10日以降死亡した受給資格者の配偶者、子供、両親も補償の対象となりうる。…」

このキャンペーンの内容の中で、興味深い点は、氏名の欄に、「ニックネームも含む」とある点である。日本では、いくつもの書類を必要と

し、なおかつ正式のもの以外を認めない点があるのに対して、ニックネームも手がかりの一つとなりうる事が、とても開けた考えであり、いかにも米国というお国柄だ…と感心してしまったのである<sup>2)</sup>。

### 3 補償運動と三世の文学

補償運動が激しくなる中で、強制収容所の生活の記憶のない、または経験のない三世が今まで一世二世に聞けなかった事実を知り、かなり衝撃を受けたという。しかし、その衝撃は様々な形に変わっていった。単に怒りととらえたものもいれば、一世二世の沈黙が羞恥心からと知って、自分達にとっても羞恥心と感じその後沈黙をしたものもいた。ではこのような状況の中でどのように三世の文学があらわれてきたのだろうか。

三世の文化が現われた背景には、60年代の公民権運動や黒人解放運動が大きな役割を果たしてきた。それまで国内の差別問題は黒人だけが注目されてきたが、多くの解放運動の中で日系人の強制収容という事実が多くの日系三世の知るところとなった。そして想像を絶する苦しい体験の中で、力をあわせ困難に立ち向かった一世二世の姿に誇りを感じ、自分達のアイデンティティーを探ろうという動きがみられるようになった。それと同じくして、それまで決して出版のチャンスがなかったジョン・オカダやトシヲ・モリという日系二世の作品もやっと出版されるようになり、日系アメリカ文学が確立していった。

戦時中の日系人の生活を追うために当時発刊されていた日系人のための新聞「羅府新報」や先に述べた「トパーズタイムズ」を研究していた時、そこにはトシヲ・モリを含め多くの日系人によるエッセイや短編小説が短歌や俳句とともに掲載されていた。彼らは日

系人のための新聞の中しか自分達の作品を発表する場所がなかったと、その後の作品の中で述べている。

さて、三世の詩人ジャニス・ミリキタニは次のように当時の様子を語っている。

「エスニシティーを肯定する70年代が到来するまでは、言葉も皮膚も、結婚も全て漂泊しようと懸命だった。しかしどんなに努力しても白くはなれないとわかった。そして自分達のコミュニティに自分の現実に即して語るジョン・オカダ、トシオ・モリ、ヒサエ・ヤマモト、モニカ・ソネのような先人を発見したとき、それはまるで受け入れてもらうために自分の顔を一生懸命消そうとした長い長い旅の果てにたどり着いたホームカミングのようであった<sup>3)</sup>。」

その後彼女は日系米人の文芸を編集したが、この時代から多くの日系アメリカ文学が世の中に現われるようになったという。筆者は学生時代アメリカ史の授業の中で、「アメリカ社会を形成するWASPという体制に多くの移民は近づこうと必死になったが、日系人にできたのはプロテスタントに改宗することだけだった、」と聞いた時、日系人達の苦難がどれほど大きなものだったか改めて感じたものだった。このような言葉を改めて文字で見たとき、再び当時の衝撃を感じずにはいられない。

#### 4 三世の作家について

最後に今まで研究した三世の作家と作品を紹介したい。

##### (1) フィリップ・カン・ゴタンダ

フィリップ・カン・ゴタンダは、カリフォルニアに生まれ育った。父親はハワイから本土人移住し、医学部に進みそこで教師だった母と結婚し、大きな日系アメリカ人のコミュニティであるストックトンに移住した。彼は、両親が強制収容所を出てから生まれたと

いう。ストックには多くの日系人が居住していたので日本の祭りが行われ、侍映画が上映され、仏教行事も行われていた。彼は、日本の行事に参加する一方で、アメリカの人気番組を見て、さらに兄のボブ・ディランの音楽を楽しんだという。しかし、彼は成長する中で気が付いていた事があった。それは彼の周りの日系人には同じ心の傷をもっているということであった。

彼は音楽を職業にしたいという気持ちと戦いながらも医学に関係する道を選んだ、そのかわり、アジアアメリカ政治同盟の活動にも参加した。この同盟は1988年の市民的自由法の制定の活動に参加していた。このような過程の中でかれは自分のアイデンティティーを求め日本にもやってきた、しかし自分の帰属性が見つけれず、自分は何者だろう、日本人なのだろうかアメリカ人なのだろうか？と自問し続けてきた。

弁護士として成功してからも創造的な仕事をしたいという気持ちが芽生えて、作家としての活動を始めた。彼は劇作家として活躍したがその根底にあったのは「自分の居場所を探し、アイデンティティーを模索すること」であったという<sup>4)</sup>。

彼の代表作には2001年の“*Wash*”，2003年の『大公望のひとりごと』，“*A Song for a Nissei Fisherman*” さらに『マツモト・シスターズ』“*Sister Matumoto*”がある。これらの作品は日本でも上演されている。1988年の市民的自由法の成立には、この作家の、執筆活動以外の活動が大きく起因していたことは間違いない。彼がどれほど力を注いだかは彼の作品の中でも述べられている、今後も作品を通じて日系人の過去と現実を知らせる役割を果たすだろう。

##### (2) David Mura

David Muraは1952年、父親が戦後移り住

んだイリノイ州シカゴで生まれた。ここは低所得者が住む南部地区であるが、その後労働者階級の住む郊外のモンソン・グローブへと移り住み、やがて上流中流階級の住むノースブルックの郊外最終的ひはヴァーノンの郊外に落ち着いた。彼はどの地域に住んでも馴染めなかったという。

彼の両親は、Muraが日本人であることを意識させない生活をしていたという。しかし彼らは、いつも米を食べ玄関で靴を脱いだ。彼はこれが日本の生活だとは知らなかったという。いかにも日系2世の両親らしい生活である。また家族親戚が集まった時、彼らはたとえ歯医者に行くにしても日系人でなければならないなどの議論をしたという。日系人としての意識の強いおじや叔母や、白人に近づきたい父や他のおば等の対立を身近に見聞きしながら育っていった。

このような環境の中で、彼はアメリカ人としての意識が強かった。そこで、他の日系人とたがわず父親に対立を続けた。ムラは、日系移民の生活様式を意識しつつ、それでもアメリカ人として生きていく意識が強いため、表面的には親に逆らわなかったが、心の中ではかなりの反感を感じていた。父は白人に近い生活を望み、仏教からキリスト教に改宗した。反面教育に執着して成績について厳しく口を出した。白人の生活に近づきたいと思いながら、どこかで子供隊に日本人の生活をさせたいと思う両親の矛盾に、彼は強い反発を感じたという。

大学四年の時それまで弁護士になるつもりだったムラは、突然作家になる決意をした。当然父は強く反対したが、その父も若い時多くの文学作品を書いていた事を知る。生活のため作家という職業を選べなかった父親の別の側面を知り、彼は自分の夢の実現に使命感を感じ取っていた。

さて、彼の代表作は*Turning Japanese*である。この作品は1984年から1985年にかけて日本に滞在した時の彼の体験の回想録である。この作品の初めにはこのようなコメントがある。

「もちろん西洋人が日本について書いた本は枚挙に暇がない。だが私の場合は極めて特異な視点を持ってこの国を訪れた。それは第三世代の日系アメリカ人という視点である。

作品の執筆作業のある時点で、私は日本についてだけでなく、自分自身について書いていることに気付いた。作品を通じて日本で遭遇した事柄は、家族とその歴史、アメリカで成人するまでの体験、いかにして人種的及び民族的自己についての感覚を作り上げるに至ったか、というさまざまな疑問を私の中に書きたて続けている<sup>5)</sup>。」

日本に対してすべてを否定してきた作者が、日本での体験を通じて自分の固定観念を覆し、自分が日系人であることに誇りを持つまでになったという。自分は第三世界の貧困な世界からの遺伝子ではなく、驚くほど近代的な社会を形成している国を祖国として持つ事に誇りすら感じるようになったという。詩人として、アメリカ人の立場で広島原爆についての詩を書いたムラは、現実には広島を訪れ人々の体験を聞くうちに、自分には今後原爆について広島について何もかく資格はないと感じるに至ったという。父との確執も日本を知り祖父の故郷を知り、彼は三世としてアメリカ世界に知らせるべきテーマを見出していったのであろう。

「僕は三世の抱えるジレンマについて追及したいといった。自分達が何者なのかという答えを得るために、二世と比べると三世のおかれた状況はもっと楽で、彼らは自己に満足しているように見える。僕は忠誠宣誓に署名したことも拒否したことも、強制収容所に入ったこともない。僕のアイデンティティー



に関する疑問は、二世たちほど切迫したものではないだろう。しかし三世たちの問題が切迫したものでなく、より抽象的なものである事実こそ、その答えを見つけることをいっそう困難なものにしているのだ。」

この発言が、筆者の今後のアメリカ文学の方向性を示しているだろう。彼も他の日系三世とたがわず、市民的自由法の成立に大きな役割を果たし、その成立によって否定され続けたアイデンティティーが認められたことが、彼の作品に大きな影響をあたえたようである。ムラはこの作品後“*Where the Body meet memory*”を出版した。常に日本とのつながりを否定してきたMuraがこのような作品を書くようになったのも日本での体験と市民的自由法の成立が大きな影響を受けたと推測される。

### (3) David. M. Masumoto

デイビッド・マス・マスモトは1954年1月20日にカリフォルニア州セルマの日系三世として生まれ、その近くの小さな町デル・レイで育った。マスモトの家庭は仏教であり、彼自身も仏教を信仰している。ここが先のMuraと異なる点で、常に日本人の血を肯定して生きている。1976年、カリフォルニア大学バークレー校で社会学（おもに少数民族、アジア系アメリカ研究の学士号を、また1982年カリフォルニア大学デイヴィス校でコミュニティ発達論（おもに日系アメリカ人の農業社会についての研究の修士号を取った。その間彼もMura同様に交換留学生として日本のICUで学生生活をしている。彼は、大学卒業後、大学院修了までに高校教師、大学研究員、新聞記者兼カメラマンなどをしてきたという。そして現在はフリーの作家として堅実な作家活動をしているという。

彼の作品のひとつに“*Firedance*”がある。この作品は大恐慌のころの日系人社会でおきた家事の様子が描かれている。差別に耐えい

つか白人に負けないような生活を夢見て生活していた人々の築いてきた生活のすべてが灰になっていった。こうした絶望の状況の中で、多くの白人がそれまでの対立を乗り越え消化のためにお互いに力をあわせて消化するのである。最後に白人のこのような言葉があった。

「おれたちはついにやったぞ。俺達があな。」

「くそつたれの町を救ったぞ。そして工場もな。」

「ああ工場か。畑がもえただけさ。それですんだのさ。」

「お祝いさ。そういえそうだ。われわれは、くそつたれの町をすくったんだからな。」

筆者はこの作品を12年前に翻訳した。はじめは日系一世が差別に苦しみながら生活する姿に翻訳しながらも重い気持ちになっていったが、最後のこの言葉を訳したとき、日系人の将来に明るい光を感じ取った。マスモトはこの作品を通じて、白人の日系人に対するステレオタイプのイメージを変えようとしたのであろう。

彼の作品には、“*Distant Voice; A Sansei's Journey to Gila Relocation Center* (1982)”, “*Country Voice; The Oral History of a Japanese America Farm Community* (1987)”というノンフィクションがある。その他農業をテーマにした作品もあるが、彼の作家としての姿勢には、日系人の歴史を前向きに受け止め、自分にできる活動を精力的に行っていることが分かる。

今回紹介した他にも多くの三世の作家があらわれ、その折々に筆者は作家とその作品を紹介してきた。彼らは文学作品を書くことで日系人の存在を改めて国内外に広める役割を果たしてきたといえよう。今後は彼らの現在の活動も研究していきたい。日系人の歴史を、日系人の家族の様子を、文学という形で紹介することで自分達のアイデンティティーを追求していった彼らの作品のテーマが、未来志

向になる時、初めて日系人はアジア系という枠を外れ一アメリカ人としての側面を手に入れられるのかもしれない。

### おわりに

今回は1988年の市民的自由法の内容を改めて確認することを中心に研究を進めた。紙面の関係上、多くの作品を紹介するには至らなかったが、今回紹介した三人の日系三世作家には一つの共通点がある。彼らが日本に滞在し自分達の祖先を振り返る機会があったということである。成長する中で自分が何者なのかという葛藤を乗り越えたのは、この日本での生活体験のためであるといえるかもしれない。自分達の祖国が母国で感じていたものとは違いおおきな存在であると知ったときかれらは自分の作品のテーマが変わっていった。2012年11月合衆国はオバマ大統領を再選した。これは多くのマイノリティー社会にどれだけ大きな支えとなることであろう。この事からも1988年の市民的自由法によりそれまで自分の存在を恥じ、攻め続けた日系人がどれほど救われ自信を持って歩き始めたか想像できる。これからは日系アメリカ文学というものははっきり区別されなくなるかも知れないが今後も日系人作家の作品を考察しその中に潜む日系アメリカ社会の様々な葛藤を探っていきたい。

### 注

- 1) この内容は、トパーズタイムズ復刻版の第二巻の記事を引用している。
- 2) 筆者は修士論文で「市民的自由法の翻訳をしてその内容を考察した。又その内容を愛知学院の文学研究科の紀要の中で中心となる内容について紹介している。
- 3) 植木照代他著、「日系アメリカ文学」三世の軌跡を読む、創元社、大阪1997。9, pxix.
- 4) この内容は、筆者の「『根なし草』のアイデン

ティティエーを求めて」-Philip Kan Gotanndaの作品を通じて、愛知学院大学 語学研究所、語研紀要 第31巻第1号。で詳しく紹介している。

- 5) この内容については「否定された日系人としての出自の復元—David Muraの思いについて—」, 金城学院大学論集, 第45号, 2004年3月で詳しく紹介している。

### Works Cited

- 1 エステル・石郷, 「ローン・ハート・マウンテン」, 1988, 東京.
- 2 山本茂美, 「アメリカ合衆国の“Civil Liberties Act of 1998”の研究, 愛知学院大学大学院, 文学研究科, 文研会, 1994, 3月.
- 3 山本茂美 「市民的自由法と日系アメリカ文学」, 市邨学園短期大学, 開学30周年記念論集, 1996, 2月.
- 4 山本茂美, 「『根なし草』のアイデンティティを求めて」-Philip Kan Gotanndaの作品を通じて、愛知学院大学 語学研究所, 語研紀要第31巻第1号.
- 5 林春男監修, 『日系人強制収容所新聞トパーズタイムズ』第二巻, 日本図書センター, “The Topaz Times” -A community Newspaper published in a Japanese America Concentration Camp in Utah, 1990.
- 6 山本茂美 (訳) デイヴィッド・マス・マスモト (作), 「火の踊り」, 比較文化研究会, 比較文化研究 No19, 2000, 3.
- 7 山本茂美, 「否定された日系人としての出自の復元—David Muraの思いについて—」, 金城学院大学論集, 第45号, 2004年3月.

### Works Consulted

- 1 Kishi, Masayuki, “Identity”, Politics of Asian America Drama; The Theatrical Landscape of Phillip Kan Gotannda and Velina Hasu Houston (『大阪外大英米研究第26号』), 2003,3.
- 2 黒川省三, 『アメリカの日本人』, 教育社, 東京, 1979.
- 3 鶴田真, 『日系アメリカ人』, 講談社現代新書, 東京, 1976.
- 4 M.O.タンネル&G・W・チルコート著, 竹下千花子訳, 『トパーズの日記』, 金の星社, 東京, 1998.